

滋賀県優良工事表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県および企業庁が発注する工事等の優良工事を表彰することにより、工事施工者の工事意欲を高め、技術の向上と安全施工の促進を図ることを目的とする。

(表彰の対象とする工事の範囲)

第2条 県（琵琶湖環境部、農政水産部および土木交通部）ならびに企業庁が発注した土木建築等工事の内、県内業者による前年度施工済みの当初請負額が5百万円以上の工事とする。

(実施時期)

第3条 特別の事情のない限り、年1回実施する。

(審査手順)

第4条 優良工事表彰の審査手順は、下記により実施する。

- (1) 審査委員会事務局は優良工事表彰候補を選定し、審査委員会に報告する。
- (2) 審査委員会は、(1)により報告のあった候補の中から、優秀なものを優秀賞に、うち特に優秀なものを知事賞に、また、優良なものを奨励賞に決定し、知事に報告する。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、会計管理局工事検査課長、琵琶湖環境部および農政水産部の次長・技監相当職各1名、土木交通部（技術）次長、技術管理課長、建築課長、企業庁次長の7名の審査委員をもって構成し、委員長は会計管理局工事検査課長とする。

(審査委員会事務局)

第6条 審査委員会事務局は、会計管理局工事検査課が総括し、琵琶湖環境部門、農政水産部門（水産、畜産を含む）、土木部門、建築部門、企業庁部門で構成する。

(部門事務局)

第7条 各部門に事務局を設け、琵琶湖環境部門においては下水道課・森林保全課、農政水産部門においては耕地課、土木部門においては技術管理課、建築部門においては建築課、企業

庁部門においては経営課が当たる。

(表彰)

第8条 知事賞、優秀賞および奨励賞として表彰する。

(その他)

第9条 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、細部運用方針に定める。

付則 この実施要領は、平成9年4月1日から施行する。

付則 この実施要領は、平成10年4月1日から施行する。

付則 この実施要領は、平成13年4月1日から施行する。

付則 この実施要領は、平成14年4月1日から施行する。

付則 この実施要領は、平成16年8月3日から施行する。

付則 この実施要領は、平成17年8月5日から施行する。

付則 この実施要領は、平成23年8月3日から施行する。

付則 この実施要領は、平成24年8月2日から施行する。

付則 この実施要領は、平成29年9月14日から施行する。

付則 この実施要領は、平成30年7月20日から施行する。

付則 この実施要領は、令和元年7月19日から施行する。

付則 この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。